

## 第 85 号議案

豊後大野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例の制定について

豊後大野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙  
のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の一部改正による農業委員会制度  
の改正に伴い、新制度移行時の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条  
例で定める必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市農業委員会及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、豊後大野市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、15人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、30人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月15日（この条例の公布の際現に在任する選挙による委員の全員が同月13日以前に全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(豊後大野市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設定に関する条例の廃止)

2 豊後大野市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設定に関する条例（平成17年豊後大野市条例第172号）は、廃止する。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊後大野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	基本給 年額 360,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	副会長	基本給 年額 300,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	委員	基本給 年額 264,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本給 年額 264,000円

	能率給 予算の範囲内で市長 が定める額
--	------------------------

別表に備考として次のように加える。

備考 農業委員会の会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、  
第4条（第6項を除く。）の規定にかかわらず、当該年度分を当該年度の末日ま  
でに支給する。